

春日井市支援会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6の規定に基づき、社会的孤立状態又は制度の狭間にある世帯が抱える複雑化又は複合化する地域生活課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、制度や分野を超えた関係機関と地域住民との連携又は協働により、その地域生活課題を解決していくため実施する春日井市支援会議（以下「会議」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議の実施主体（以下「実施主体」という。）は、健康福祉部地域共生推進課とする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域生活課題を抱える世帯に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 地域生活課題を抱える世帯が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか地域生活課題を解決するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる関係機関に属する者その他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会長)

第4条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉部地域共生推進課長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、議事の内容に応じ、会長が構成員を選定して招集する。

2 会長は、会議において、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

3 議事の内容及びその資料は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、会議の事務について知り得た情報を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第159条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがある。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関名	
市長の権限に属する課	市民生活課
	多様性社会推進課
	健康増進課
	地域共生推進課
	介護・高齢福祉課
	障がい福祉課
	生活支援課
	こども家庭支援課
	保育課
市民病院に属する課	医療連携室
教育委員会に属する課	学校教育課
その他の団体	春日井市社会福祉協議会
	各障がい者生活支援センター
	各地域包括支援センター
	春日井保健所